

# 温室効果ガス排出量検証報告書

日本郵船株式会社 御中

## 1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、日本郵船株式会社が作成した「2023年度 GHG インベントリ」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2023年度の温室効果ガス(GHG)排出量が、同社により作成された「GHG インベントリ作成手順書(2024年5月28日)」(以下、「同社算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。

検証の目的は、「算定報告書」の2023年度(2023年4月1日~2024年3月31日)の温室効果ガス排出量を客観的に評価し、同社の温室効果ガス排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

## 2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は Scope1、2、3(対象カテゴリは1,2,3,5,6,7)及び船舶バイオ燃料からの GHG 排出量であり、Scope1 及び 2 における対象ガスはエネルギー起源 CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub> 及び N<sub>2</sub>O とした。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総量の 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は日本郵船株式会社及びグループ会社の国内 196 拠点、海外 342 拠点及び運航船舶(運航受託船を除く)・飛行機とした。

Scope1 及び 2 の検証手続きにおいては、日本郵船株式会社本店及び郵船商事株式会社本社の 2 拠点を現地検証の対象とし、各拠点における算定対象範囲、排出源、モニタリングポイント及び算定・集計体制の確認、活動量及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点及び拠点数の決定は日本郵船株式会社が実施した。

また、Scope3 及び船舶バイオ燃料からの GHG 排出量に関する検証では、日本郵船株式会社本店にて、算定シナリオの確認、算定集計体制の確認及び GHG 排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、日本郵船株式会社本店においては、全ての Scope の算定ルールの確認も実施した。

## 3. 検証の結論

検証の対象とした、「算定報告書」の Scope1、2、3 及び船舶バイオ燃料からの GHG 排出量において、「同社算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

## 4. 留意事項

「算定報告書」の作成責任は日本郵船株式会社にあり、GHG 排出量検証の結論に関する責任は当機構にある。日本郵船株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田 純 男

